

申請期間：令和3年3月15日～4月23日

# 庄原市頑張る飲食関連事業者等 事業継続応援給付金

## 申請要領（申請のガイダンス）

令和3年3月

庄原市 企画振興部 商工観光課



# はじめに

## ●事業継続応援給付金とは

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受け、売上げが減少した市内の飲食関連事業者及び宿泊・旅行者に対して、事業継続のための給付金を支給します。

## ●給付額

1 事業者当たり一律30万円（法人は法人単位、個人事業主は事業主単位）

※一度本制度の給付を受けられた方は、再度給付申請することができません。

※この給付金は課税対象となる場合があります。最寄りの税務署までお問合せください。

## ●給付対象者

- ①市内に事業所を有する法人または個人事業主であって、中小企業基本法で定義する中小企業者及び小規模企業者であり、今後も事業を継続する意思のあること
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が対前年同月比30%以上減少していること
- ③主として営んでいる業種が、次表（対象となる業種一覧）に掲載する業種であること
- ④前年までの3年間の確定申告のうち、いずれかの年において、120万円以上の事業収入を得ていること
- ⑤広島県の「頑張る飲食事業者応援事業」及び「頑張る飲食店納入事業者応援事業」の対象でないこと
- ⑥暴力団対策法上の暴力団等に関する事業者及び風営法に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと

### ■対象となる業種一覧（日本標準産業分類より）

大分類	中分類	小分類
卸売業、小売業	飲食料品卸売業	全業種
製造業	食料品製造業	全業種
	飲料・たばこ・飼料製造業	酒類製造業
生活関連サービス業	その他の生活関連サービス業	旅行業
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	全業種
	持ち帰り・配達飲食サービス業	全業種

※県の支援制度で対象となる宿泊業者や飲食サービス業者は県の制度をご利用ください。

※小売業は、対象となりません。

※主として営んでいる業種の定義：前年の事業者としての売上げのうち、最も大きい割合を占めている業種

## ●申請期間は . . .

令和3年3月15日(月)～令和3年4月23日(金) (消印有効)

## ●申請の流れは . . .

### (1) 申請書の入手

庄原市役所 (商工観光課、各支所 地域振興室<東城支所：産業建設室>)、庄原商工会議所、備北商工会、東城町商工会の窓口へ申請書を設置しているほか、ご連絡いただければ郵送で送付します。

### (2) 申請書への記入・添付書類の準備

不明な点は、下記のお問い合わせ先へ電話等でご連絡ください。

### (3) 申請書提出先

感染拡大防止のため、原則、郵送での申請としますのでご協力ください。

※申請書等に不備な点がある場合は連絡しますので、昼間につながる連絡先を申請書へご記入ください。

宛先: 〒727-8501 庄原市中本町一丁目 10 番1号

庄原市役所 企画振興部 商工観光課 宛

### (4) 申請書の審査・給付決定書・給付

提出された申請書を審査し、交付(不交付)決定書を申請者へ送付します。交付決定から1月程度(予定)で指定の口座へ振り込みます。

## ●お問い合わせ先

■庄原市役所		
本 庁 商工観光課 商工振興係	庄原市中本町一丁目 10-1	☎0824-73-1178
西城支所 地域振興室 産業建設係	庄原市西城町大佐 737-3	☎0824-82-2181
東城支所 産業建設室 産業振興係	庄原市東城町川東 1175	☎08477-2-5008
口和支所 地域振興室 産業建設係	庄原市口和町向泉 942	☎0824-87-2113
高野支所 地域振興室 産業建設係	庄原市高野町新市 1171-1	☎0824-86-2113
比和支所 地域振興室 産業建設係	庄原市比和町比和 1119-1	☎0824-85-3003
総領支所 地域振興室 産業建設係	庄原市総領町下領家 280-1	☎0824-88-3065

# ●給付対象は . . .

市内に事業所、工場等を置く事業者で、次表に定める、日本産業分類に基づく業種を主として営んでいますか。

※主として営んでいる業種の定義：前年の事業者としての売り上げのうち、最も大きい割合を占めている業種

大分類	中分類	小分類
卸売業、小売業	飲食料品卸売業	全業種
製造業	食料品製造業	全業種
	飲料・たばこ・飼料製造業	酒類製造業
生活関連サービス業	その他の生活関連サービス業	旅行業
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	全業種
	持ち帰り・配達飲食サービス業	全業種

No

**対象外**

No

## 対象外事業者

- 庄原市内在住でも市外で事業を営む方は対象外
- その他以下に該当となる事業者は対象外
  - ・ 暴力団対策法上の暴力団等に関する事業者
  - ・ 風営法に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者
  - ・ 市税を滞納している事業者

Yes

「広島県頑張る飲食事業者応援事業補助金」及び「広島県頑張る飲食店納入事業者応援事業補助金」の対象事業者でないこと。  
※詳しくは、「11・12ページ」をご覧ください。

No

## 対象外

広島県の「頑張る飲食店応援事業補助金」「頑張る飲食店納入事業者応援事業補助金」との併給はできません。  
市の給付金を受け取った後に上記、広島県の補助金を受けた場合、市の給付金は返還となります。

Yes

以下の①～③の要件に全て該当するか。

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止集中対策の影響により、令和2年12月から令和3年2月の内、いずれか一月の売上が、対前年同月比で30%以上の減少になっていること。
- ② ①で選択した月の前月末日までに、3月以上営業しており、今後も事業を継続する意思があること。(新規創業者の売り上げ比較方法は「Q&A 9ページ」をご覧ください。)
- ③ 前年までの3年間の確定申告のうち、いずれかの年において、120万円以上の事業収入を得ていること。

No

**対象外**

Yes

**給付対象**

# 申請について

## ●申請書類・添付書類は・・・

1. 法人の場合	
(1) 交付申請書兼請求書 様式1	口座番号・名義人がわかる通帳の写しを添付すること
(2) 宣誓書兼同意書	
(3) 確定申告書の控えの写し	前事業年度の確定申告書（別表一（一））
(4) 法人事業概況説明書の写し	<u>法人のみご提出ください。</u>
(5) 売上が確認できる書類	(3)・(4)で確認した売上から、30%以上落ちていることが確認できる書類として、対象要件の減少率となった月分の売上台帳等の写しを添付
(6) その他（下記の条件に合致する方のみ、添付してください。）	
① <u>新設の法人のみ</u>	履歴事項全部証明書の写し ※新設の法人は、申請日において確定申告を行っていない場合に履歴事項全部証明書の写しを提出
② <u>(4)で添付した法人概況説明書で、売上が120万円未満だった法人のみ</u>	売上減少月を含む事業年度の前年度以前の3年のうち、事業収入が120万円以上あることが確認できる確定申告書第一表の控えの写し
③ <u>営業許可証等の許認可を受けて事業を営んでいる法人</u>	許認可証等の写し 例) 酒類製造業：酒類製造免許等の写し 旅行業：国内旅行業務取扱管理者合格証等の写し 宿泊業：旅館業営業許可書等の写し 配達飲食サービス業：飲食店営業許可証等の写し

1. 個人事業主の場合	
(1) 交付申請書兼請求書 <b>様式 1</b>	口座番号・名義人がわかる通帳の写しを添付すること
(2) 宣誓書兼同意書	
(3) 確定申告書の控えの写し	令和元年分の確定申告書（第一表） ※E-tax で提出している場合は、提出後の受信通知の写しと併せて提出すること ただし、申告書の上部に申告日時及び受付番号があれば不要
(4) 青色申告決算書の控えの写し	白色申告の場合は、令和元年分の月別の収支内訳がわかる資料
(5) 売上が確認できる書類	(3)・(4)で確認した売上から、30%以上落ちていることが確認できる書類として、対象要件の減少率となった月分の売上台帳等の写しを添付
(6) 身分証明書の写し	以下のいずれかの写し 運転免許証、住民基本台帳カード、在留カード、マイナンバーカードの表面のみ、 特別永住権証明書、外国人登録証明書、住民票、パスポート、健康保険証（両面）
(7) その他（下記の条件に合致する方のみ、添付してください。）	
① <u>新設の個人事業主のみ</u>	開業届の写し ※新規の個人事業主は、申請日において確定申告を行っていない場合に税務署へ提出した開業届の写しを提出
② <u>(4)で添付した決算書で、営業収入が120万円未満だった法人のみ</u>	売上減少月を含む事業年度の前年度以前の3年のうち、事業収入が120万円以上あることが確認できる確定申告書第一表の控えの写し
③ <u>営業許可証等の許認可を受けて事業を営んでいる法人</u>	許認可証等の写し 例) 酒類製造業：酒類製造免許等の写し 旅行業：国内旅行業務取扱管理者合格証等の写し 宿泊業：旅館業営業許可書等の写し 配達飲食サービス業：飲食店営業許可証等の写し

庄原市頑張る飲食関連事業者等事業継続応援給付金交付申請書兼請求書

令和3年3月30日

庄原市長様

庄原市頑張る飲食関連事業者等事業継続応援給付金として、次のとおり申請・請求します。

I. 申請関係

1. 申請者

代表者印をお願いします

会社名 (法人名・屋号等)	フリガナ <b>ユウゲンガイシャ ショウバラ</b>	代表者印 
	<b>有限会社 しょうばら</b>	
代表者名	<b>代表取締役 庄原 太郎</b>	
本店所在地 (〒 <b>727-0012</b> ) <b>庄原市中本町一丁目〇番〇号</b>		電話番号 (0824) <b>72-〇▲□〇</b>
代表者の生年月日 <b>※個人事業主のみ</b>	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
担当者氏名	<b>庄原 次郎</b>	
業種	<b>〇〇業</b>	法人番号 <b>※法人のみ</b> 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

2. 減少率 【令和2年12月～令和3年2月のいずれか1カ月を選択】

(1) 新型コロナウイルスの影響による売上減少があった月（いずれか1つにチェック☑）

チェック欄	売上が前年同月比で30%以上減少した月
<input type="checkbox"/>	令和 2 年 12 月
<input checked="" type="checkbox"/>	令和 3 年 1 月
<input type="checkbox"/>	令和 3 年 2 月

いずれか一月に、チェック☑をしてください。

(2) 月別売上比較表

※減少率の計算は、必ず各年の同月で比較してください。

(1) で☑した月の売上	前年同月の売上 (令和 年 月)	減少率 (%)
(ア) <u>200,000</u> 円	(イ) <u>290,000</u> 円	<u>31.0</u> %

●減少率計算式 ((イ) - (ア)) ÷ (イ) × 100 ※減少率は、小数点第2位以下は切捨て

3. 売上げが減少した理由

例：新型コロナウイルス感染症拡大防止集中対策期間に飲食店への客足が遠のき、食材の需要が激減した。【できるだけ詳しくご記入ください】

**新型コロナウイルス感染症拡大の影響による飲食店の営業時間短縮等により、特に1月以降において食材需要が減少し、売上が下がった。**

新型コロナウイルス感染症による影響であることがわかる理由を記入してください。



II. 請求関係

請 求 書

令和3年3月30日

庄原市長様

申請者 事業所所在地 庄原市中本町〇丁目〇番〇号  
 事業所名 有限会社 しょうばら  
 代表者名 代表取締役 庄原 太郎

しょうばら  
 代表取締役  
 庄原太郎  
 印

1. 請求額

300,000円

2. 振込口座（個人事業主の口座名義は、原則、代表者と同一としてください。）

振込先金融機関	庄原	銀行 金庫 農協	本店 支店
預金種目（該当にチェック）	普通 <input checked="" type="checkbox"/>	当座 <input type="checkbox"/>	
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇		
フリガナ	ユ) ショウバラ ダイエイウトリシマヤク ショウバラ タロウ		
口座名義	有限会社 しょうばら 代表取締役 庄原 太郎		

※口座番号の確認ができる書類（通帳の写しなど）を添付してください。

振込口座の情報が確認できる、次の資料を添付してください。  
 ・通帳の表紙のコピー  
 ・通帳を一枚めくったページのコピー

宣誓書 兼 同意書

代表者印をお願いします  
代表者個人の認印でも構いません

令和3年3月30日

庄原市長様

事業所所在地：庄原市中本町〇丁目〇番

事業所名：有限会社 しょうばら

フリガナ：ダイョウトリシマリヤ ショウバラ タウ

個人事業主、法人どちらの場合も、代表者住所及び生年月日の記入をお願いします。

代表者：代表取締役 庄原 太郎

代表者生年月日：昭和〇年〇月〇日

代表者住所：庄原市西本町〇丁目〇番〇号

しょうばら  
代表取締役  
の印

庄原市頑張る飲食関連事業者等事業継続応援給付金交付申請に当たり、次のとおり宣誓し、次のことについて同意します。

交付決定後、事実と反することが判明した場合は、交付を取り消し、補助金を返還するものとします。  
(庄原市補助金交付規則 第16条)

- 1 法令に違反せず、公序良俗に反していない事業を行っており、今後も事業を継続する意思があります。
- 2 庄原市暴力団排除条例（平成24年3月30日条例第11号）第3条及び第5条、第8条、第9条を遵守します。
- 3 申請内容の審査のため、市税の納税状況の確認及び住民基本台帳の閲覧に同意します。  
また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当するか否かの確認に係る所管の警察署への照会に同意します。
- 4 市税の滞納はありません。
- 5 市から給付金に関する検査・確認等があった場合は、これに応じます。

# Q & A

## ●給付対象者・対象要件に関すること

### 1 個人事業主で、これまで開業届を提出していなかったが、今回の申請のために届け出をした場合、対象となるのか

事業を実施されているかどうかの確認書類となりますので、税務署の開業届の受理日が提出された日付であっても、開業日が令和元年（平成 31 年）以前であるなど、事業が継続して行われていることが判断できれば対象とします。

※開業届の写しの提出は、新規開業の個人事業主の方のみ提出

### 2 対象となる法人について詳しく教えて欲しい

対象となる法人は、市内に事業所・工場等を有しており、市が指定した業種を主に営んでいる法人としています。主に営んでいる、とは、前年営業収入のうち、一番割合が大きい業種のことです。

市内に本店がない場合でも対象となりますが、市内での営業が確認できることが要件となります。

### 3 売上げがなく、滞納してしまっている市税がある。なんとか対象とならないか

市税の滞納がある場合は、給付の対象外です。

### 4 宿泊施設を営んでいて、飲食店を併設している。この場合は宿泊業として庄原市頑張る飲食関連事業者応援給付金の対象となるのか

主とした事業の他にも、飲食店を営業している場合、広島県の「頑張る飲食事業者応援事業補助金」の支給対象者となります。

この場合、庄原市頑張る飲食関連事業者事業継続応援給付金の事業対象者となりませんので、対象外となります。

### 5 今後も事業を継続する意思とは、何年後までの話か。

本給付金の趣旨は新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けながらも広島県の「頑張る飲食事業者応援事業補助金」や「頑張る飲食店納入事業者応援事業補助金」の対象とならない事業者に対して、事業を継続していただくために応援給付金を支給するものです。

数年後まで追跡調査を行って事業継続しているか確認するような性質の給付金ではないものと考えており、給付金交付申請書兼請求書で事業継続の意思を示していただける事業者へ給付金を支給することとしています。

### 6 飲食店を経営していて、30%以上売上げが下がっているが、広島県の「頑張る飲食事業者応援事業補助金」は受けたくない。こちらのみ申請するので、対象となるか

この給付金は、広島県の「頑張る飲食事業者応援事業補助金」の支援を受けることができない事業者のため実施するものであり、飲食店は支援の対象外としています。

広島県では、飲食店のためのコールセンターを設置していますので、まずはこちらにご連絡いただき、「広島県頑張る飲食事業者応援事業補助金」をご申請ください。

専用コールセンター：082-248-6850（平日9時30分～17時）

### 7 創業して1年もたっていないが、対象となるか

原則として、売上減少率を前年同月比として比較しますが、少なくとも3月以上の売上げを平均したものと、売上減少月とを比較することで、減少率を算出する取り扱いも可能です。

このため、売上減少月の前月末日までに、3月以上操業していれば、対象となります。添付書類として、開業した日がわかる書類が必要となります。（個人事業主：開業届の写し、法人：法人登記簿謄本の写し）

詳しくは、市の商工観光課までお問い合わせください。

**8 支給要件に、収入の減少率があるが、今年分の「収入」に、コロナ関連の持続化給付金や休業協力支援金は入るのか**

給付金は収入ではありますが、事業収入ではないので、含めません。

**9 個人事業主として不動産の貸し付けによる事業も行っており、申告書では事業収入はなく不動産収入として計上されている。不動産収入も含めた売上として30%以上減なら対象となるのか。**

土地、建物などの不動産によって生ずる不動産所得も含めるものとします。  
ただし、次の表に掲げるいずれかの事業と認定される基準に当てはまる場合に限りです。

業種	貸付区分		事業と認定される基準
不動産貸付業	(1) 建物	一戸建住宅	10棟以上
		一戸建住宅以外の住宅（アパート、貸間等）	居住の用に供するために独立的に区画された一の部分の数が10以上
		住宅以外（店舗、事務所、工場等）	5棟又は10室以上
	(2) 土地	住宅用土地	貸付契約件数（一の契約において、2画地以上の土地を貸し付けている場合は、それぞれを1件とする。）が10件以上又は貸付総面積が2,000平方メートル以上
		住宅用土地以外の土地	貸付契約件数が10件以上
	(3) 前(1)及び(2)の基準に満たない一戸建住宅、一戸建住宅以外の住宅、住宅以外の建物、住宅用土地等種類の異なる不動産の貸付を併せて行っている場合		棟数、室数、土地の貸付契約件数の合計が、10以上
(4) 前(1)～(3)の基準に満たない不動産の貸付を行っている場合		貸付の収入金額が年1千万円以上で、かつ、建物の貸付面積が500平方メートル以上	
駐車場業	建築物でない駐車場		収容台数10台以上（空き区画も含む）
	建築物である駐車場（屋根付・立体式・地下式駐車場等）		収容台数は問わない

**●申請に関すること**

**1 確定申告書の写しがないと申請できないのか**

事業を実施されているかどうか、また、売上を比較するための確認書類となりますので、確定申告書の写しが提出できない場合は、売上減少月の前年同月の売り上げと、前年同月が含まれる事業年度1年分の売り上げがわかる資料を添付してください。

また、創業間もない法人・個人事業主の場合は、前ページ7のとおり、個人事業主：開業届の写し、法人：法人登記簿謄本の写しを添付してください。

**2 郵送申請をする場合、どこに送ればよいか**

申請書は、原則、郵送で市の商工観光課へ送付してください。  
〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号 庄原市企画振興部商工観光課 宛

**3 事業主単位での申請になるということは、支店が市内に複数あっても30万円の給付しかないということか**

法人、事業主単位での給付となりますので支店が市内に複数あっても30万円の給付となります。

**4 売り上げ減少を証明する書類とはどういったものか**

根拠書類として、対象要件の減少率となった月分の売上台帳の写しを添付してください。売上台帳が無い場合は売上を記録した帳面（手書きでも可）の写しなどでも結構です。

## 5 申請してからどれくらいで給付されるのか

提出された申請書を審査し、交付（不交付）決定書を申請者へ送付します。交付決定からおおよそ1月程度（予定）で指定の口座へ振り込みます。

※申請書等に不備な点がある場合は電話連絡いたしますので、昼間でもつながる連絡先を申請書へ記入ください。

## 7 個人事業主が添付する身分証明書は、具体的に何を添付すればよいか

身分証明書の写しについては、運転免許証、マイナンバーカードの表面のみ、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住権証明書、外国人登録証明書、住民票、健康保険証のいずれかの写しを添付して提出してください。

**※その他、申請に際してご不明な点は、お問い合わせください。**

### 【参考1】

#### ■ 広島県頑張る飲食事業者応援事業補助金 事業対象者（給付要件）

##### 対象者（支給要件）

広島県内の飲食店等を経営する法人または個人であって、次の全てに該当する者（宅配専門店・テイクアウト専門店等を除く）※日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店

- ① 広島県内に店舗があること。
- ② 広島県内に本社があること。
- ③ 中小企業基本法で定義する中小企業であること（個人事業主であること）
- ④ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可（1類または3類）または喫茶店営業許可（1類）を受けており、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。
- ⑤ 令和2年12月または令和3年1月の売上が対前年同月比30%以上減少していること（新規創業者の売上比較方法はQ&Aをご覧ください。）
- ⑥ 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店※1」で、アクリル板等パーテーションを適切に設置する※2など、感染予防対策をとっていること（予定も含む）
- ⑦ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ⑧ 県または県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること
- ⑨ 今後も事業を継続する意思があること。

※1 取組宣言は、電子申請システムから行うことができます（パソコンかスマートフォン・タブレットをご用意の上、次のサイトにアクセスしてください。）

[https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/Offerlist\\_detail.action?Tempseq=5894](https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/Offerlist_detail.action?Tempseq=5894)

なお、電子申請システムにアクセスできない方については、下記サポートセンターまでお問い合わせください。

##### 【サポートセンター】

082-513-2845（受付時間：8時30分から17時まで）

※2 ①飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金、

②飲食店におけるパーテーション設置促進補助金をご利用いただけます。（申請は1店舗につき、それぞれ1回限りですので、過去に本補助金を申請された方はご利用できません。ご注意ください。）

【参考2】

■広島県頑張る飲食店納入事業者応援事業補助金 事業対象者（給付要件）

対象者（支給要件）

県内の飲食店と直接取引がある県内の法人または個人であって、次の全てに該当する者

- ① 広島県内に本社があること。
- ② 中小企業基本法で定義する中小企業であること（個人事業主を含む）
- ③ 令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が対前年同月比30%以上減少していること。
- ④ 県内の飲食店（飲食店営業許可1類または3類、喫茶店営業許可1類）と定期的な取引を行っていること。※デリバリー、テイクアウト専門店等との取引は対象になりません。
- ⑤ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ⑥ 県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- ⑦ 今後も事業を継続する意思があること。
- ⑧ 広島県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食事業者応援事業」の対象事業者でないこと。

<対象取引例>

財（製造・卸）	食材、食品、酒類、飲料、割り箸、おしぼり など
サービス	清掃、クリーニング、花、運転代行、ごみ廃棄 など

※社会通念上、飲食店に納入される財・サービスを対象としています。